

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年9月15日（金）
午前9時58分～午前10時54分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 郷内良治 副委員長 熊谷克彦
委員 菊地昌夫 委員 大友康信
委員 佐藤正博 委員 長南良彦
委員 小野寺美穂
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 消防 長 布田 強
出席をした 予防 課 長 今野 裕之
者の職氏名 予防 課 長 補佐 大友 政勝
- 6 事務局職員 事務局 長 大澤 博
主幹兼議事調査係長 若林 潤
主 事 石田 ゆい
- 7 付議事件
(1) 議案第70号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例

午前9時58分 開会

○委員長（郷内良治） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、消防長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第70号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 議案第70号資料の第13条第1項に蓄電池設備とありますが、具体的に蓄電池設備とはこういうものという説明をお願いします。

特に、内容の欄の下から4行目、出火防止措置が講じられたものということですが、設備についてはどのような出火防止措置が講じられているかということも含めて説明をお願いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、消防法の法令の中で蓄電池設備という言葉を用いています。これについては、蓄電池自体を指すものではなく、消防法上の捉え方としては、蓄電池を主体としてこれを充電する設備、装備などを含めたものを一体として蓄電池設備と呼んでおります。その中に、委員御質疑の蓄電池が収まっているというところです。

○委員長（郷内良治） 暫時休憩いたします。

午前10時1分 休憩

午前10時1分 再開

○委員長（郷内良治） 再開いたします。

答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） なお、出火防止措置という文言については、これはJ I Sにおける規格となっております。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） そうしますと、出火防止措置の規格がJ I Sの規格であり、出火防止措置が講じられている製品があると理解させていただくのですが、その確認は消防がするのでしょうか、それとも違う団体が行うのか、あるいはJ I S規格ということだけで認められるという考えなののでしょうか。そこら辺の確認方法を教えてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 出火防止措置というものについてJ I Sでの定めというところですが、消防側の流れではないのですが、実質、制定までの流れというのを情報提供させていただきたいと思います。

まず、J I Sのほうで延焼防止措置や出火防止措置についてですが、J I Sの何々という番号のものについては出火防止対策がされているもの、こういったものについては延焼防止措置がされているもの、今回の条例改正の中の資料には添付されていませんが、消防庁告示第7号の中で示されております。

そのJ I Sの番号について、どういう流れでそれが制定されたかといいますと、まず独立行政法人製品評価技術基盤機構というところがあります。通称ナイトと呼ばれているもので、経済産業省傘下の外郭団体になるかと思います。そちらのほうで、まず平成28年に、電気エネルギー貯蔵システムと呼ばれるものについて、これが電気関係のほうで単純に蓄電池単体を指すものではなく、非常電源などに用いるときの大型蓄電システムと呼んでいるようです。そちらについての安全対策を実施していこうということで、世界に向けて一旦発信しました。それがI E C技術専門委員会の中で認められて、I E C 62933-5-2としてI E C規格、国際規格として令和2年3月に承認されました。その後、令和2年4月16日に国際的に発行されております。そのI E C 62933-5-2の国内

対応規格となるものを、今度 J I S のほうで制定しました。それが J I S C 4441 というものになっております。その中に、蓄電池の安全対策、出火防止であるとか延焼防止を実施していこうということで J I S のほうで定められたものです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料の第13条第4項のところで伺います。

今、熊谷委員からは出火防止措置に対する質疑でした。私からは雨水等の浸入防止措置について伺います。今までは屋外に設ける蓄電池設備については、雨水等の浸入防止措置が講じられたキュービクル式のものとなっていたのですが、今後はそれでもとも雨水等の浸入防止措置が講じられた筐体に収められたものであればいいという改定になっています。キュービクルというものをインターネットとかで調べると、高い電圧を施設で使える電圧に変換する機器、これを金属製の筐体といいますか、箱に収めたものという説明になっています。今回はそういったものでなくてもいいというように改定されるわけですが、ここでいう筐体というのはどういうものを、例えば材質とか強度とか耐久性とか、基準みたいなものが定められているのかどうか。単純に雨水防止ということであれば、簡単なもので言えば例えばブルーシートで囲っただけでも雨水防止にはなるわけですが、そういったものは対象にはならないのではないかなと思います。どういふものをここで基準として定めているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 現行の火災予防条例において、蓄電池設備を屋外に設けるとときには、委員おっしゃるとおり、キュービクル式にしないとはならないとなっています。

そのキュービクル式というものの定義ですが、電気関係の変電設備、トランスを収めたものがキュービクルと一般的には言われています。ただし、そのキュービクルというのも J I S 規格の中でどうやら規定があるようです。鉄板の厚さが 2. 何ミリ以上であるとか換気装置を備えることとか。やはり、少なくともケースで、変電設備を屋外に置くときに用いられているもので、条例の読み方としては、蓄電池設備においてそれを準用していたということです。今

回、委員御心配のとおり、何らかの雨水対策がされていればキュービクル式によらないことができると思います。

話を短くしますと、雨水対策として雨水が入らないようにしようとしたとき、目的は何かというと、雨水が入ってきて内部に収められている電氣的な設備、この場合には蓄電池の漏電による出火、それを防止しようという考えです。雨水浸入防止を目的とする手段として、雨水が入ってきて、回線、回路、配線などのショートによる出火を防止しようということです。

それらも含めまして、先ほどの J I S C 4441 が、この頃制定されたものです。そちらのほうに、そういった筐体というキュービクル式のものではなくてパッケージのものかと思います。製品として蓄電池のパッケージとして、それ自体を密閉型で作るであるとか、そういったものを講じなさいというのが J I S のほうで定められているものと思われます。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） そうしますと、この資料で見る限りでは、そういった J I S 云々という文言は一切ないですが、今の説明を聞くと、雨水防止措置として、そういった規格に沿った対策を講じなければならないということだと思います。

その場合に、第44条のところで、火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備は届出を要しないということになっています。例えばそういった蓄電池設備を設置した依頼主が、きちんとした雨水等の浸入防止措置が講じられた状態で設置されているかどうかという確認は、依頼主が確認するだけになるのですか。届出がないということは、当然、立入り等の調査も何もないということだと思いますが、そうした場合に、業者がきちんとしてそういった基準に沿って設置しているということは、依頼主自身を確認するしかないということになるのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、先ほどの雨水対策とかそういったものが含まれて、J I S の発行というのが令和3年のようです。令和3年、令和4年、ここ2年間の出来事のようです。

消防庁において、今回の条例改正の中で、その前段として検討部会というも

のがありました。蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会というのが、第1回、令和4年7月26日に開催されて、その報告書が令和5年3月28日に公表されております。

その中で、J I Sの規格に合ったものについては、その設置の仕方を緩和しようというものでして、J I Sでの安全対策が筐体自体で講じられているものについては、屋外に設置するに当たり、キュービクル式に収める必要はないのではないかという結論に至ったものです。

これまでのとおり、まだ発行してから2年に満たないというところで、なかなか製造する方々の御都合もあるのかと思いますが、全てがJ I Sの新しい規格に沿った製品というのが出てきているのかどうか分からないのですが、それに合致しないものについては、従来どおりキュービクル式に収めるようにという規定になっております。

○委員長（郷内良治） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 2年しかたっていないということで、まだ制度がきちんと管理されていないものがあるのかと思いますが、今の説明のような形で設置した場合に、業者さんによっては高価なキュービクルでないと駄目だと言われたときに、依頼主としたら何もそれに反論できなくなりますよね。もしかしたら安価なJ I S規格のものがいっぱいあるにもかかわらず、そういったものの取締りがはっきりしていないと、依頼主としても本当に基準に沿った対応をされているのかというのが曖昧になるかと思います。しかも届出も要らないということになると、誰がいいとか悪いとかを判断すればよろしいのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 委員が御心配されているところですが、まずJ I S規格というのは経済産業省のほうで行っているかと思います。

先ほどの検討部会では、電気関係の関係者や学識経験者なども含めて行ったもので、その中にはメーカーの方などもオブザーバーとして入っていたという可能性があります。そのため、今回の総務省消防庁での検討内容、条例改正の内容については、総務省消防庁から改正の流れが来ていますが、経済産業省経由で電気関係を業として行っている方々には別に通知がきちんと行われている

ものとして期待しております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。大友康信委員。

○委員（大友康信） 議案書18ページの別表第3の厨房設備について、今回、炭火焼き器のところ、木炭を燃料とするもの、これが追加されています。この部分に、こういった充電設備や蓄電池設備等の離隔距離を設定したと。例えば蓄電池設備と炭火焼き器の厨房設備との間の距離をこれぐらい取らなければならないということを設定したということなのかなと思いますが、そこについて確認させてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 今回のものについては、委員お見込みのとおり、厨房設備の中のこういった燃料を使うものについてはこれ以上の離隔距離を取りなさいというものです。

ただし、この別表で、今回改正のあった厨房設備の部分の抜粋ですが、この条例の中の言葉で言いますと、対象火気器具等の離隔となっております。これは何かと言いますと、電気物ではなくて、使用するときには火を使うもの、そういったものの離隔距離となっております。

もう一点、蓄電池設備というものについては、名前がちょっと似ていますが、対象火気設備等、設備という区分で見えております。使用に際して火災の発生のおそれのある設備として電気関係のものを主に収めております。したがって、蓄電池の離隔などについてはこの別表のものではなく、別に示されております。

○委員長（郷内良治） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 電気設備との距離ではなくて、それぞれの例えば炭火焼き器のような厨房の中の機械であるとか、設備同士の離隔距離ということと捉えていいですか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） この別表の数字ですが、これは建物などからの距離と言われております。具体的に今回の厨房設備、ガスコンロであるとかそういったものが大体です。それを、実際に火を使う設備から機器同士のこのくらい空けなさいということで、具体的に言うと大体は建物の壁や天井というよ

うなものになるかと思います。しかし実際は、このくらいの距離を取りなさいというものでもないのが実態です。

この数字というのは何かといいますと、省令が別にありまして、対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準というものが総務省のほうでつくられております。この中で一定の数字が挙がっていますが、この距離を取りなさいというのを目的とするものではなくて、これも壁を使った実験から得られた基準があります。具体的に言うと、壁の測定をして、それが100度以上に上がらないような距離はどのくらいかということに基づいて算出されたものです。壁を不燃材で仕上げるとかすればもう少し寄せることができるのではないかとということで、距離を離すことが目的でなく、離すことによって壁や天井の表面温度が一定以上に上がらない距離はこう、何も仕上げをしていないときにはこうだという基準です。ただし、不燃材であるとかそういったもので作っていけば、もう少し温度が低く抑えられ、実際に設置するときにはもう少し寄せられるものと思います。

○委員長（郷内良治） 大友康信委員。

○委員（大友康信） 条例が設置されることで、例えば既存の飲食店とか、こういった木炭の厨房設備を使っているところを、対象としてある程度捉えているのか。またはこれから例えば新たに厨房設備を作るときにこの条例があるということをお知らせして、それに合致した、例えば温度が上がらないような工夫を促していくような、これからの取組としてここに何かしなければならないことはあるのでしょうか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 今回の厨房設備と言われるものについて、議案書18ページの別表のほうで今回新たに固体燃料を用いるもの、木炭を燃料とするものが追加されました。これが入る前は、上記に分類されないものとして、結構な離隔距離が求められていたということです。今回、火を使用するということか、固体燃料を使用する場合の離隔距離などについても、火を使用する設備等の評価方法及び防火安全対策に関する検討部会というのを行っております。その中で、これまで炭火焼き器のような上記に分類されないものは一番重い基準として存在していました。しかし、設置の自由度が上がらないということで業

界のほうからの何かクレームではないですが、もう少し試験方法があるということで検証していこうという動き出しがあって、行われたものです。

そのため、一般家庭よりも、むしろ厨房設備と呼ばれるものですので、業として行っている方々あるいは大きな厨房設備、炭火焼き器とかを作っているところがあります。実際にその製品を使って検証したようです。まずこちらも業務用と捉えて、業界の方々であるとかそういった方々も入っておりますので、先ほどの蓄電池の規格に関しては経済産業省を通じて別に通知が行っているだろうし、今回も消防法でこのように改正されたというような情報が来ているものとして、前よりも緩和された設置基準になっているものと理解していただけることを期待しております。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） 資料の第13条第3項、ここには先ほどからの離隔距離という部分で、屋外に設ける蓄電池設備についてということで明記してあります。ここには建物から3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされており、さらに、当該要件に新たに出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるものを追加するとあります。

そうすると、この解釈として、非常に複雑ですが、そもそも3メートル以上の離隔距離を設ける必要があるが、一定の要件を満たせば離隔距離は不要とされているもの。それに対して、さらに新たに出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものということで書いてあるわけですが、この一定の要件を既に満たしているものにどういうものがあるのか。さらに、今回新たに出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものというのはどういう具体的なものなのか、お伺いをいたします。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） これは蓄電池設備にかかわらず変電設備の設置の仕方を準用しているもので、変電設備も、基本的には建物からは3メートル離しましょう、延焼のおそれがあるので延焼ラインにかからないような距離を取りましょうというものがあります。

具体的にその措置をされたものとしては、議案書17ページに括弧書きであり

ます。消防長が、火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものにしたときには3メートル離す必要がないというものです。または外壁を不燃材などで作った場合にも緩和されることがあります。

その他の出火防止措置などというのが、これが先ほどから申し上げておりますJ I S規格の中で定められた蓄電池になります。

○委員長（郷内良治） 菊地昌夫委員。

○委員（菊地昌夫） ということは、先ほど長南委員が質疑された屋外の蓄電池設備で雨水等の浸入防止措置という、この浸入防止等の措置も含めて出火防止措置及び延焼防止措置が講じられたものという解釈でいいのですか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 第13条第3項については離隔距離ということで挙げており、第4項においては雨水等の浸入防止措置ということで項が分かれているということです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 先ほども長南委員から質疑が出ていたキュービクル、私もキュービクルをずっと40年以上販売していましたが、条例とか法律が変わるとそのたびに、資料をもらいますが、なかなか読み取れないので、消防署に聞きに行ったこと、それも消防署によって若干解釈が違ったりして、いつも苦労していたというのが思い出されます。その中で一番不思議に思ったのは、キュービクルと筐体です。キュービクルというのはさっき厚みとかの話がありましたが、何でできているかという鉄板でできている。筐体というのも、一般的にはどう見たって木材ではない。そうすると、わざわざここでこのように設けたという意味が、どう読んでいっても分からないのです。キュービクルと筐体は同じではなく、インターネットで私も調べたのですが、キュービクルは電気工作物の一つだとなっていますし、筐体に関しては何か土木用語という捉え方もしているみたいなので、この辺はどのように解釈していいのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） では、今回の改正の基となりました蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策検討部会の検討結果を御紹介したいと思います。

す。

まず、消防法でキュービクル式にというのは、先ほどの離隔距離と似たようなところがありまして、キュービクル式にするのが目的ではなくて、キュービクル式にすることによって得られるものというものがあります。

今回の雨水対策や離隔距離についてですが、検討部会の中でこれまで蓄電池が出火元になって、火災のあったものの統計などを取っていったところ、出火の原因として、過充電によって出火したのではないかといいものがあったり、あとは雨水が入ってきて短絡を起こした、外部短絡というような表現になっております。あともう一点については、内部短絡、パッケージされた蓄電池の中で何らかのことがあって、その中で短絡、ショートを起こして、結果的に内部で燃え上がったというものが出火の原因になっていると検討部会の中で捉え、改正することになりました。こういった出火の原因となっているものを防ぐために、J I Sで定められたので、それについて蓄電池の出火原因となっていた過充電、外部短絡、内部短絡とかを防ぐような構造や趣旨、規格になっているのではないかといいことで、検討部会の中でJ I S規格の内部を検証しています。これは十分その過充電、外部短絡、内部短絡の防止措置になっているであろうと。雨水が入らないようにパッケージされており、短絡、ショートなどが起こりにくいであろうといった観点から、キュービクル式にするのが目的ではなく、キュービクル式によって得られる効果や期待ができるものであり、J I Sで定められた規格にのっとって製造されていれば、キュービクル式によらなくてもいいのではないかと。さらに、もう内部短絡や外部短絡しない、あるいは水の浸入を防ぐようなパッケージとして作られているものについて、さらにまた大がかりな、キュービクル式の中に収める必要はないのではないかといいことで、J I Sの対策をされているものについては設置の自由度を上げたと解していただければと思います。

○委員長（郷内良治） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） J I Sという言葉がよく出てきますが、私から見るとJ I Sが基本的には一番軽い、軽いというか、基本的な規格です。そのほかに各省庁で、消防庁とかで自分でも持つわけです。今の離隔距離3メートル離さなきゃ駄目だというのも、防災用キュービクルにすればそれだけ高いものになり

ます。キュービクルというのは建物を守る設備ではなく、あくまでも電気を守る設備であり、くっつけても雨水等の浸入は防げるということで、そういうキュービクルも出ているわけです。現実に関今3メートル以内でも認可になるというようなお話があったみたいですが、少し心配だったのは、第44条の中で20キロワット、これは家庭用だと思います。10キロワットから20キロワットの蓄電池というのは小さな家庭用の電気で、それは筐体でもいいということですが、実際キュービクルですと、ピットから上がってきて、御心配していた短絡とかは防げるような措置が安易に取れると思うのです。ただ、筐体だとなかなか私は難しいのではないかなと思いつながら、届出は要らないと。届出は要らないということは、要するに筐体に収めてあれば、あとは自己責任だというような解釈で捉えていいのかどうか、再度確認したいと思います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、今回キロワットアワーというところに規制の基準というか、蓄電池の容量、いわゆる容量と言わせていただきますが、これは現行ではアンペアアワーセルという見方での規制になっておりました。検討部会の中でも、アンペアアワーセルで見えていて、今4,800未満のものについては届出不要となっています。今度、J I Sのものを消防庁長官として定めるものとして緩和していくという中で、J I Sのほうでは、やはりキロワットアワーで見ているようだ。あとは、検討部会の中でも出火のリスクみたいなものというのはキロワットアワーで見えていくように、今、世界標準というか標準的には見えていくものだということがありました。

なぜこれまでアンペアアワーセルで見えていたかというのが、平成27年頃の検討部会の中であつたのですが、鉛蓄電池について、その性質上、充電の末期、過充電をしていくと水素ガスが発生し、水素発生量については電流が関係していると捉えられていました。電圧ではなくてアンペアじゃないのかということで、まず火災予防条例のほうが、もともと鉛蓄電池を想定した基準でこれまで来ているのでアンペアアワーセルで見えてきた経緯です。

ところが、昨今、いわゆるリチウムイオン蓄電池であるとか新しいものが増えてきたということで、それはアンペアアワーセルではなくてやはりキロワットアワーで見えていくということで、アンペアアワーセル4,800というのをキロ

ワットアワーに換算して、検討部会の中で検討していたようです。

電圧、まず鉛蓄電池については2ボルト、あとニッケル水素蓄電池については1.2ボルト、リチウムイオン蓄電池については3.7ボルト、これを想定して、それにアンペアアワーセルからキロワットアワーに変換したときに、鉛蓄電池については9.6キロワットアワー、ニッケル水素蓄電池については5.76キロワットアワー、リチウムイオン蓄電池については17.76キロワットアワーという数字を基準に検討していったところですよ。

それで、20キロワットを超えるものについて届出を求めていくということで、家庭用か業務用かというのは私たちには分からないのですが、これまで4,800アンペアアワーセルで見ていったとき、それを今キロワットアワー、出力、ワットが大きいもの、リチウムイオン蓄電池、それを換算しても17.76というので、そうすると、検討部会の中では、これまで4,800で見ていたけどもリチウムイオン蓄電池、キロワットアワー17.76ですが、そのぐらいのものについてはこれまでどおり届出は不要でないのかという結論に至ったようです。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） 先ほど蓄電池設備の御説明の中でJISコードが聞き取れなかったのを確認なのですが、これは総務省消防庁の蓄電池設備の規制の見直しについてのJISコード4441の電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項の中のJISコード4412、低圧蓄電システムの安全要求事項の最新JIS規格というのがありますが、そのことでよろしいですか。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、今回の改正の基になったのが、委員お見込みのとおり、JISCの4441です。具体的にその中身に入っているものを総務省消防庁では緩和するというものではなくて、先ほどの出火防止措置であるとか延焼防止措置、そういったものが盛り込まれているのはということで、消防庁告示第7号として出ています。

JISの番号だけ読み上げさせていただきます。出火防止が講じられた蓄電池として挙げられているものがJISC8715-2、もう1点、JISC63115-2。今のが出火防止が講じられたものとして告示第7号第2になっているものです。次にもう1点、告示第7号第3として延焼防止措置が講じられた蓄電池

設備として挙げられているものが J I S C4411-1、J I S C4412、J I S C4441です。告示第7号第2と第3のこの2点について、総務省消防庁長官が定めるものとして挙げられているものです。

○委員長（郷内良治） 小野寺美穂委員。

○委員（小野寺美穂） J I S C4412が低圧蓄電システムの安全要求事項で、たしか J I S C4411-1はUPS、無停電電源装置というものの安全要求事項のことなのですが、それらはつまり、そういう告示があったからそれに準じて変えましたという話で、告示があつて、最新規格が出ているから、それに準じて見直しをするということか、伺います。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） 検討部会の中では、J I Sの規格を直接取り入れるというのではなくて、先ほども申し上げた点で、これまで蓄電池からの出火原因となった内部の短絡であるとか、そういった対策がされているものが、今回発行された J I Sの中にあるのではないかということで、すり合わせというか、これは出火安全対策というのがこの J I Sに含まれているという、そういった検証の上での改正です。つまり、J I Sが発行されたので火災予防条例を変えるというのではなくて、総務省消防庁で心配しているこれまでの出火原因となっているもの、それを防ぐようなものかどうかを検証した結果です。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 同じく第13条第1項の蓄電池設備の内容の欄の下から2行目、開放型鉛蓄電池、この文言を読みますと、逆に耐酸性の床上に置かなければならないとなるかと思います。現状、J I S規格でそのような製品にすれば出火防止措置とかが講じられるのだらうと思いますが、開放型鉛蓄電池は現場を見ないと耐酸性の床上かどうか分からないと思うので、その確認方法はどのようになさっているのか教えてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、耐酸性の床にしなくてはならないということは、主にこれまでのベント型という開放型鉛蓄電池が内部に鉛蓄電池電解液という希硫酸を用いているということで、万が一のときに転倒したりして床

上にこぼれたときを想定して耐酸性のものにしておくとなっております。そのため、開放型の鉛蓄電池を置こうとするときにはそういったものに仕上げるというものです。

届出自体については、設置しようとするときは届け出なさいということです。ので、届出があったときに書類上で確認していくものです。

○委員長（郷内良治） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 今までですと、J I S製品そのもので出火防止措置とかを確認できるということですが、通常出火防止であれば消防がそのようなことなさっているかと思いますが、開放型鉛蓄電池の場合は、届出が出された際の現場での確認方法とか査察とか、定期的に行っているのか、行う必要があるのかどうか、確認をさせてください。

○委員長（郷内良治） 答弁、予防課長補佐。

○予防課長補佐（大友政勝） まず、実は届出書の中には蓄電池の種別や何に使うのかというところまでの区分はありません。あくまでもある一定の容量を超えると、それを設置しようとするときには届けを求めているところで、その実績としては平成17年から令和5年8月までに161件の届出がありました。ただその大多数が、届出者の主体が電気通信事業者です。具体的にいうと、携帯電話の基地局であるとか、そういったものが大多数を占めております。あと官公庁、本市でも蓄電池を置いたということで届出があります。

防火対象物と呼ばれるところには立入検査、予防査察で行って、蓄電池、変電設備、少量危険物など、特に蓄電池だけではなく届出のあったものについては、その都度、維持管理の状況であるとかはヒアリングしていきます。

○委員長（郷内良治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号 名取市火災予防条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（郷内良治） 起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第70号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（郷内良治） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することになりました。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時54分 散会

令和5年9月15日

総務消防常任委員会

委員長 郷内 良治